

# なはの水

発行：那覇市上下水道局 所在地：〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1

<https://www.city.naha.okinawa.jp/water/index.html>



HPIはこちら



## 第67回水道週間 ポスターコンクール入賞作品



開南小学校6年  
ジョセフ ケイト 桜子

**最優秀賞**

那覇市上下水道局では毎年6月1日から7日までの水道週間の一環として、水道事業に対する理解と関心を深めていただくため、市内の小中学校の児童・生徒を対象にポスターコンクールを実施しています。

今回募集された水道ポスターは309点で、小学生の部最優秀賞にジョセフ ケイト 桜子さん、中学生の部最優秀賞に金城 実来さんが選ばれ、その他優秀賞各2点、優良賞各2点、入選作品8点が選ばれました。

令和7年6月1日(日)には、サンエー那覇メインプレイス2階オープンモールにて表彰式を行いました。ご応募いただいた皆様、たくさんのご応募ありがとうございました！

次のページでは、表彰式の様子や、水道週間のイベントの様子を掲載しています。



松島中学校3年  
金城 実来

**最優秀賞**



松川小学校5年  
与座 一華

**優秀賞**



さつき小学校5年  
喜久村 まむ

**優秀賞**



城北中学校1年  
平田 いろは

**優秀賞**



城北中学校1年  
古川 千聖

**優秀賞**



与儀小学校4年  
富山 笑愛

**優良賞**



上間小学校3年  
稲垣 穂

**優良賞**



古蔵中学校2年  
瀬尾 胡桃

**優良賞**



真和志中学校1年  
與那城 花真

**優良賞**

|       |          |                    |       |         |         |
|-------|----------|--------------------|-------|---------|---------|
| 入選小学生 | 与儀小学校4年  | 丸山 枝美桜さん           | 入選中学生 | 古蔵中学校2年 | 平良 結奈さん |
|       | 仲井真小学校4年 | 比屋根 凜香さん           |       | 城北中学校1年 | 富村 陽菜さん |
|       | 与儀小学校4年  | 玉森 優希さん            |       | 城北中学校1年 | 陶山 心春さん |
|       | 与儀小学校4年  | フォスター サザーランド 希愛来さん |       |         |         |
|       | 与儀小学校4年  | 立山 鈴さん             |       |         |         |

※入賞作品は、上下水道局ホームページに掲載しております。

【お問い合わせ】総務課 TEL：941-7801 FAX：941-7821

詳しくはこちらをご覧ください。



限りある 水資源を 大切に



# 第67回水道週間 in サンエー那覇メインプレイス



毎年6月1日から7日までの1週間は水道週間です。今年は「透き通る 誇れる水に 感謝する」をスローガンに、6月1日(日)にサンエー那覇メインプレイス2Fオープンモールにてイベントを開催しました。イベントでは、水道相談の窓口開設や水の飲みくらべコーナーを実施しました。また、ポスターコンクールでの入賞作品18点を展示し表彰式を開催しました。

多くの市民のみなさまにご来場いただき、水道水に対する関心と理解を深めていただきました。

## 表彰式の様子



知念 覚那覇市長から表彰状と記念品を受取り、親子で喜ぶ姿も見られました。



## 水の飲みくらべコーナーの様子



市販のミネラルウォーターと水道水の3種類の水を飲み比べる利き水コーナーでは、家族連れなど多くの皆さまに挑戦していただき、水道水のおいしさを広く知ってもらうことができました。

## 水道相談の窓口開設の様子



お客さまの質問や相談にお答えしました。

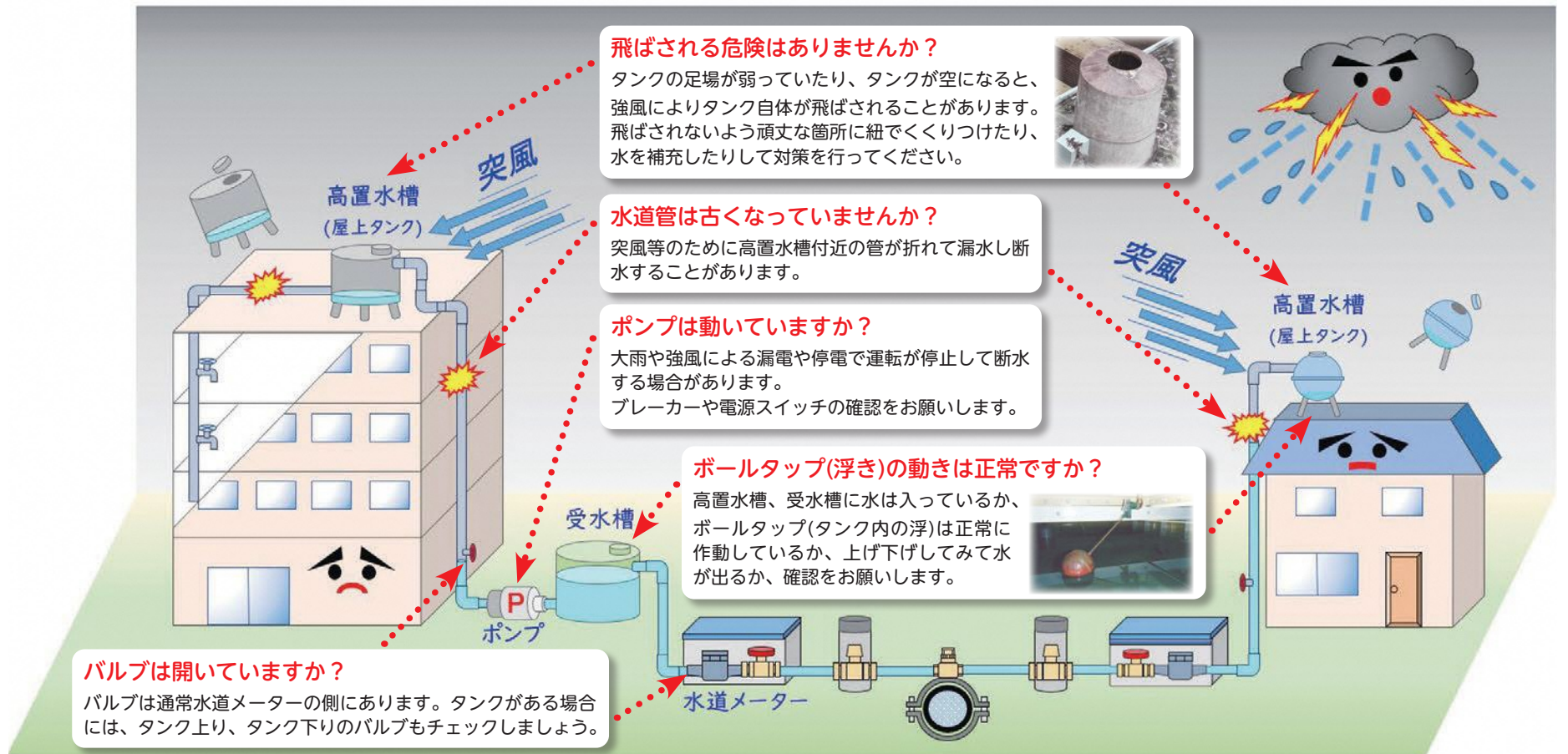
【お問い合わせ】 総務課 TEL：941-7801 FAX：941-7821



大切な 水と一緒に 暮らす日々



## 台風時における断水の原因と対策



台風時に受水槽やポンプを使用しているご家庭から、「水が出ない！」とのお問い合わせがあります。その多くは、以下の原因が考えられます。

- ① 高置水槽の破損
- ② 高置水槽付近の水道管の折損
- ③ 停電等によるポンプの運転停止(集合住宅の断水原因の大部分を占めています。)

停電した場合、電気が復旧してもポンプの電源がOFFになってしまうことがあります。その時は電源をONにする必要があります。暴風雨時の屋外作業はとても危険です。安全が確保できた後に電源の確認をするようにお願いします。

以上のことから、日ごろの整備、点検が大切です。

宅地内の水道施設が原因となる漏水、断水については、持ち主さまで対応して頂くことになりますので、**管理会社・家主へ連絡**をお願いします。

また、県営住宅にお住まいの方は**沖縄県住宅供給公社**(TEL：917-2438)へ、那覇市営住宅にお住まいの方は**市営住宅課**(TEL：951-3242)へ連絡をお願いします。

水道管やポンプの修繕が必要な場合は、ポンプ会社や那覇市指定給水装置工事事業者等へ連絡をお願いします。

**指定工事店一覧は上下水道局ホームページに掲載しています。詳しくはこちらをご覧ください。➡**

【お問い合わせ】 配水課 TEL：941-7806 FAX：941-7826  
水道管理課 TEL：941-7805 FAX：941-7825



## 災害時における水の備蓄

### 飲み水の備蓄(3日分目安)

1人1日3ℓの飲み水が必要だと言われています。  
**1人あたり、3ℓ×3日分=9ℓの備蓄をお勧めします。**



- Point** 清潔でふたができる容器に、口元まで水を入れ、満水の状態で備蓄してください。
- Point** 蛇口から直接容器に入れてください。浄水器を通した水や沸騰した水は消毒用塩素が少なくなり備蓄には向きません。
- Point** 塩素の消毒効果は、周りの環境にも影響を受けるため一概には言えませんが、一般的に直射日光を避けて常温で保存すれば3日程度、冷蔵庫で保存すれば10日程度持続すると言われています。それを目安に定期的に水の入れ替えをお願いします。

### 生活用水の備蓄

お風呂やポリタンクに水を貯めておくとトイレに使用するなど緊急時に役立ちます。



### その他

ペットボトルの水を冷凍すると、保冷剤の代わりにもなります。

- Point** 水が膨張してペットボトルが破裂しないよう、水の入れすぎには注意してください。



【お問い合わせ】 総務課 TEL：941-7801 FAX：941-7821



上下水道 災害につよい まちづくり



共同住宅の水道料金の取扱いには、**各戸検針** と **連合専用** があります

各戸検針

上下水道局が各部屋の水道の子メーターを検針して、各戸ごとに水道料金等を算定し、徴収する制度です。

※給水装置所有者等から上下水道局に対して各戸検針に関する申請及び契約が必要です。その際、住宅部分の戸数が6割以上で、また、上下水道局と所有者等が締結した各戸検針契約に対する入居者全員の同意が必要です。

連合専用

上下水道局が建物全体の親メーターを検針して、一括で水道料金等を算定し、徴収する制度です。

|                                                                                           | 各戸検針                                                 | 連合専用                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
|  親メーター  | 上下水道局が検針しますが、水道料金等の請求はしません。                          | 上下水道局が検針して、所有者等に水道料金等の請求をします。                                       |
|  子メーター | 上下水道局が検針して、各戸使用者に水道料金等の請求をします。                       | 所有者等が検針して、各戸使用者に水道料金等の請求をします。                                       |
| 水道の開閉栓・転居に伴う料金の清算                                                                         | 所有者等又は各戸使用者は上下水道局に届け出が必要です。                          | 所有者等又は管理責任者等に対応していただきます。                                            |
| 上下水道局への料金支払いは？                                                                            | <input type="checkbox"/> 座振替が条件です。<br>※各戸使用者が支払いします。 | <input type="checkbox"/> 座振替又は納付書(請求書)払いです。<br>※所有者等又は管理責任者が支払いします。 |



各戸検針

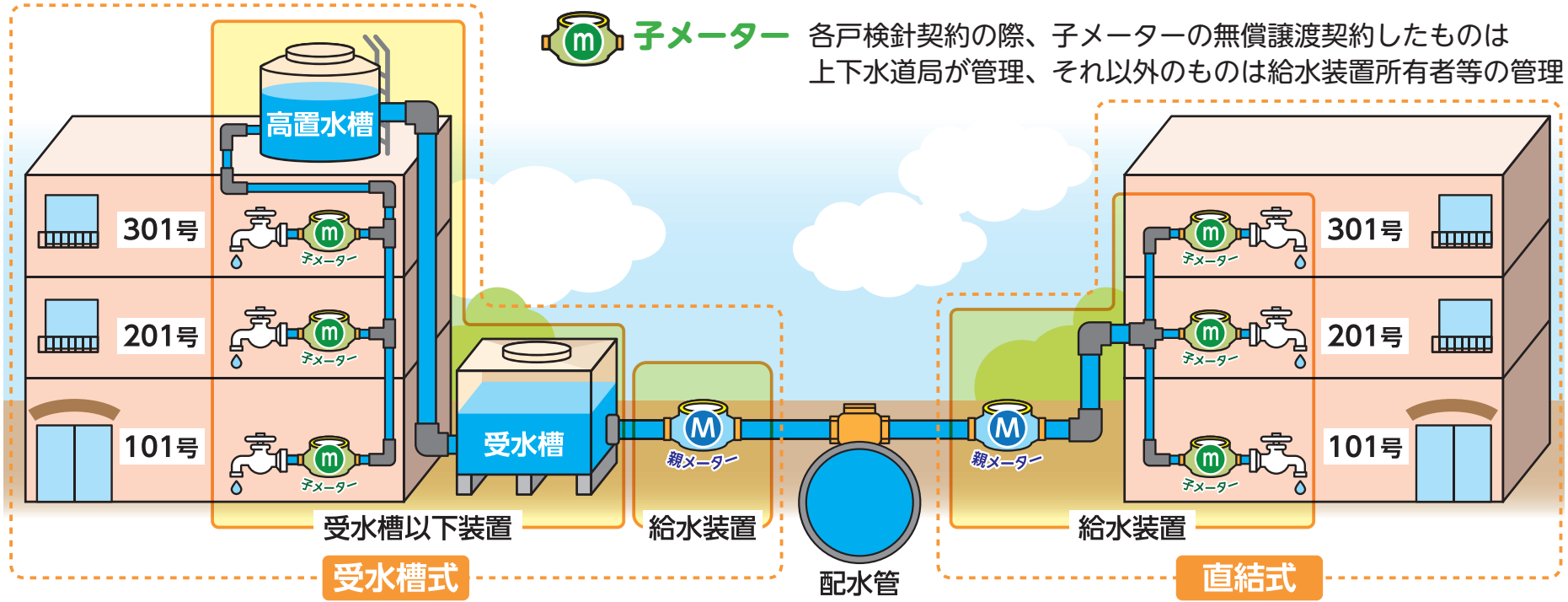
の給水方式には、**受水槽式** と **直結式** があります。



親メーター 上下水道局からの貸与メーターで局が管理



子メーター 各戸検針契約の際、子メーターの無償譲渡契約したものは上下水道局が管理、それ以外のものは給水装置所有者等の管理



注意して  
ください

共同住宅を建築予定の場合には、  
設計士及び那覇市指定給水装置工事事業者と相談のうえ、  
各戸検針又は連合専用のいずれかを申請の前に決定しておく必要があります。  
各戸検針を選択される場合は上下水道局との**事前協議(予約制)**が必要です！

【お問い合わせ】 上下水道局お客様センター TEL：941-7804・7834 FAX：941-7824



暑さに注意！喉が渴く前に水道水を飲もう！



## その連合専用<sup>※1</sup>、宿泊施設ではないですか??



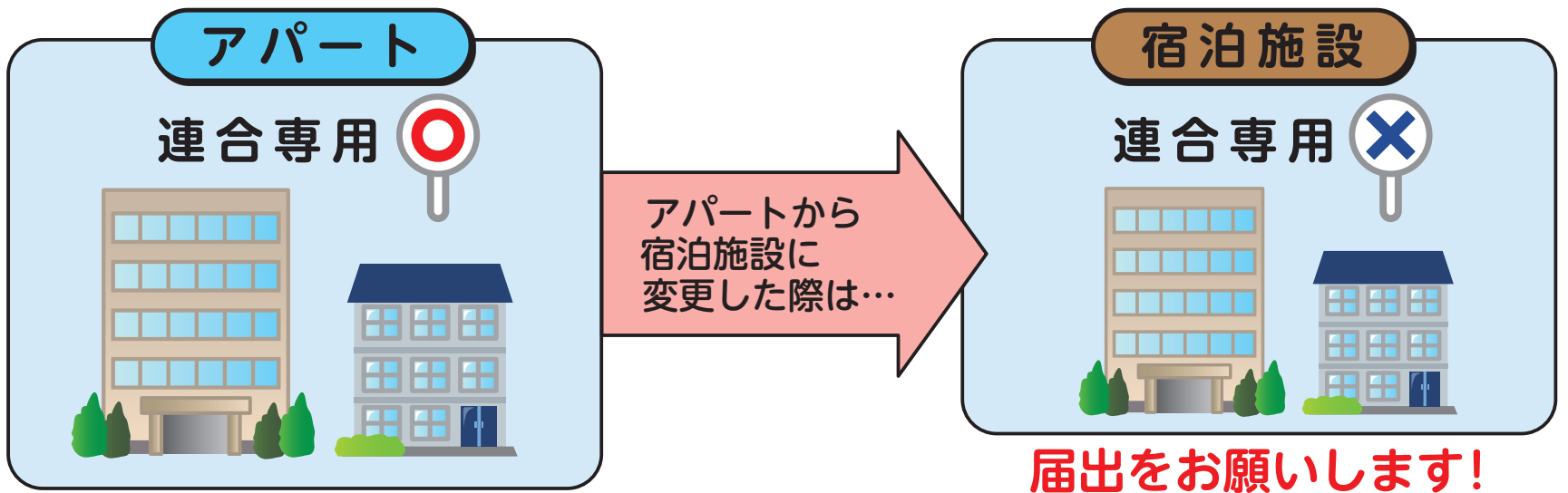
もともと賃貸用アパートだった建物(家事用)を、ウィークリーマンション等の宿泊施設として使用するケースが増えています。宿泊を目的としたウィークリーマンション等<sup>※2</sup>は連合専用料金の適用外です。

家事用から宿泊施設用に建物の用途が変わっている場合は速やかに届出されるようお願いいたします<sup>※3</sup>。

※1 連合専用とは、1個のメーターを2戸以上で使用する連合専用給水装置のことを指します。検針票には連合栓と表記されます。

※2 旅館業法、住宅宿泊事業法の適用を受ける施設。

※3 届出のないまま、連合専用の料金区分が適用されている場合、遡及して料金請求を行う場合があります。



【お問い合わせ】 上下水道局お客様センター TEL : 941-7804・7834 FAX : 941-7824

## 水道料金等のお支払いは口座振替を推奨しています!

口座振替  
にすると

- ① お支払いのために金融機関の窓口やコンビニエンスストアに行く手間がかかりません。
- ② ご指定の金融機関口座から毎月自動で引き落としを行うので、支払い忘れの心配がありません。
- ③ 収納に係るコストが納付書払いと比較して低く、経費が削減されることから、水道料金の負担軽減にも繋がります。

【主な経費】  
郵送料、  
収納手数料

納付書払い  
(高コスト)

口座振替  
(低コスト)

口座振替へのご理解とご協力をよろしくお願い致します!

### 口座振替のお手続き方法

#### A. インターネットでのお申し込み(Web口座振替受付サービス)

パソコンやスマートフォン等端末からインターネットを利用してお申し込みできます。

- ・口座振替依頼書の記入や金融機関お届出印は必要ありません。
- ・24時間申し込みが可能です。

※システムメンテナンス等により、一時的に利用できない場合があります。

#### サービスをご利用いただけるお客様

普通預金キャッシュカードをお持ちの個人のお客様  
※法人名義の口座は本サービスをご利用いただけません。



お手続きは  
こちらから▶



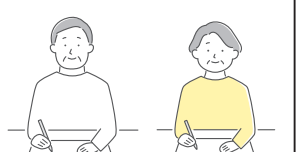
#### B. 口座振替依頼書(紙)でのお申し込み

口座振替依頼書に必要事項を記入いただき、取扱金融機関または上下水道局お客様センターへご提出ください。

※ゆうちょ銀行については、お客様センターで受付できませんので、ゆうちょ銀行窓口へご提出ください。

#### 口座振替依頼書の郵送依頼

口座振替依頼書は、お客様センターへご連絡いただけましたら返信用封筒と一緒にご自宅等へ郵送いたします。



こちらから依頼する  
こともできます▶



#### お申し込みに必要なもの

- 通帳またはキャッシュカード ●水道番号(9桁)が分かるもの(検針票、納付書等)
- 金融機関お届出印(Aの場合は不要)

#### 口座振替可能な金融機関

- 琉球銀行 ●沖縄銀行 ●沖縄海邦銀行 ●鹿児島銀行 ●コザ信用金庫 ●沖縄県労働金庫
- ゆうちょ銀行 ●みずほ銀行(※) ●JAおきなわ(※)

※みずほ銀行、JAおきなわについては、Aの方法でお申し込みできません。

【お問い合わせ】 上下水道局お客様センター TEL : 941-7804・7834 FAX : 941-7824



水道料金等は、便利で確実な 口座振替で



令和7年6月分から  
令和8年3月分まで

水道料金の改定額を減額します

※令和7年6月分は令和7年8月請求  
※令和8年4月分以降は変更ありません

なはの水vol.32(2025年2月号)にて令和7年6月分からの水道料金改定についてお知らせしておりましたが、本市水道料金改定の大きな要因である県水道料金が令和8年3月まで5.21円/m<sup>3</sup>減免される(令和7年3月31日付沖縄県企業局通知)ことから、本市水道料金も令和7年6月分から令和8年3月分までの改定額を5円/m<sup>3</sup>減額します。

◆改定水道料金表 (補足)下水道使用料の改定はありません。

一般用

令和7年6月分から令和8年3月分まで (税抜き)

| メーターの口径            | 基本料金    | 従量料金(1m <sup>3</sup> につき) |      | 令和7年6月分<br>から |      | 令和8年4月分<br>から |
|--------------------|---------|---------------------------|------|---------------|------|---------------|
|                    |         | 使用水量(m <sup>3</sup> )     | 現行金額 | 改定金額          |      | 改定金額          |
| 13mm<br>及び<br>20mm | 574円    | 5まで                       | 50円  | 61            | 66円  | 73円           |
|                    |         | 5を超え10まで                  | 95円  | 106           | 111円 | 118円          |
|                    |         | 10を超え15まで                 | 133円 | 151           | 156円 | 166円          |
|                    |         | 15を超え25まで                 | 160円 | 178           | 183円 | 193円          |
|                    |         | 25を超え35まで                 | 198円 | 216           | 221円 | 231円          |
| 25mm               | 1,556円  | 35を超え 50まで                | 231円 | 260           | 265円 | 282円          |
|                    |         | 50を超え100まで                | 257円 | 286           | 291円 | 308円          |
|                    |         | 100を超え300まで               | 280円 | 312           | 317円 | 332円          |
|                    |         | 300を超えるもの                 | 297円 | 329           | 334円 | 349円          |
| 40mm               | 3,852円  | 50まで                      | 231円 | 260           | 265円 | 282円          |
|                    |         | 50を超え100まで                | 257円 | 286           | 291円 | 308円          |
|                    |         | 100を超え300まで               | 280円 | 312           | 317円 | 332円          |
|                    |         | 300を超えるもの                 | 297円 | 329           | 334円 | 349円          |
| 50mm               | 9,139円  | 100まで                     | 257円 | 286           | 291円 | 308円          |
| 75mm               | 20,028円 | 100を超え300まで               | 280円 | 312           | 317円 | 332円          |
|                    |         | 300を超えるもの                 | 297円 | 329           | 334円 | 349円          |
| 100mm              | 53,278円 | 300まで                     | 280円 | 312           | 317円 | 332円          |
| 150mm以上            | 95,926円 | 300を超えるもの                 | 297円 | 329           | 334円 | 349円          |

その他

令和7年6月分から令和8年3月分まで (税抜き)

| 種類    | 基本料金               | 使用水量                | 現行金額   | 令和7年6月分<br>から |        | 令和8年4月分<br>から |
|-------|--------------------|---------------------|--------|---------------|--------|---------------|
|       |                    |                     |        | 改定金額          |        | 改定金額          |
| 公衆浴場用 | 一般用の口径の<br>基本料金と同額 | 1m <sup>3</sup> につき | 65円    | 83            | 88円    | 98円           |
| 私設消火栓 | —                  | 1個1回20分<br>につき      | 2,454円 | 2,632         | 2,672円 | 2,792円        |
| 船舶給水栓 | —                  | 1m <sup>3</sup> につき | 297円   | 329           | 334円   | 349円          |
| 臨時給水栓 | —                  | 1m <sup>3</sup> につき | 297円   | 329           | 334円   | 349円          |

◆改定後の水道料金の目安

令和7年6月分から令和8年3月分まで (税込み)

| メーターの口径            | 水量/月                | 現行料金       | 令和7年6月分から                |                      | 令和8年4月分から  |          | 備考                                                 |
|--------------------|---------------------|------------|--------------------------|----------------------|------------|----------|----------------------------------------------------|
|                    |                     |            | 改定後料金                    | 増額                   | 改定後料金      | 増額       |                                                    |
| 13mm<br>及び<br>20mm | 5m <sup>3</sup>     | 906円       | 966円<br>994円             | 60円<br>88円           | 1,032円     | 126円     | 単身世帯                                               |
|                    | 10m <sup>3</sup>    | 1,428円     | 1,549円<br>1,604円         | 121円<br>176円         | 1,681円     | 253円     | 2人世帯                                               |
|                    | 15m <sup>3</sup>    | 2,160円     | 2,380円<br>2,462円         | 220円<br>302円         | 2,594円     | 434円     | 3人世帯                                               |
|                    | 20m <sup>3</sup>    | 3,040円     | 3,359円<br>3,469円         | 319円<br>429円         | 3,656円     | 616円     | 4人世帯                                               |
|                    | 30m <sup>3</sup>    | 5,009円     | 5,526円<br>5,691円         | 517円<br>682円         | 5,988円     | 979円     | 6人世帯                                               |
| 25mm               | 50m <sup>3</sup>    | 10,990円    | 12,084円<br>12,359円       | 1,094円<br>1,369円     | 12,992円    | 2,002円   | 事業者など<br>月の水量は、<br>口径ごとの<br>平均的な水量<br>を示してい<br>ます。 |
| 40mm               | 200m <sup>3</sup>   | 61,877円    | 68,587円<br>69,687円       | 6,710円<br>7,810円     | 73,207円    | 11,330円  |                                                    |
| 50mm               | 600m <sup>3</sup>   | 197,932円   | 218,722円<br>222,022円     | 20,790円<br>24,090円   | 232,142円   | 34,210円  |                                                    |
| 75mm               | 1,000m <sup>3</sup> | 340,590円   | 375,460円<br>380,960円     | 34,870円<br>40,370円   | 397,680円   | 57,090円  |                                                    |
| 100mm              | 3,000m <sup>3</sup> | 1,033,095円 | 1,138,695円<br>1,155,195円 | 105,600円<br>122,100円 | 1,204,695円 | 171,600円 |                                                    |
| 150mm              | 4,000m <sup>3</sup> | 1,406,708円 | 1,547,508円<br>1,569,508円 | 140,800円<br>162,800円 | 1,635,508円 | 228,800円 |                                                    |

※上記の表は、口径毎の使用水量に対する目安となります。  
※世帯人数は目安です。(1か月で1人4〜7m<sup>3</sup>程度の使用水量が想定されます。)  
下水道を利用している方は下水道使用料を合計した額を請求いたします。  
【料金改定の詳細については、ホームページをご覧ください】  
新料金の「料金早見表」も上下水道局のホームページからダウンロードできます。

【お問合せ先】  
料金改定の経緯については、企画経営課 TEL：098-941-7802  
新料金表や料金のお支払いについては、お客様センター TEL：098-941-7804・7834



# おいしい水ってなんだろう？

水のおいしさは個人によって感じ方が異なりますが、厚生省(現厚生労働省)の「おいしい水研究会」では、以下の条件を満たす水を「おいしい水」としています。

水質要件

| 水質項目        | おいしい水の要件(目標値) | 令和6年度 那覇市の水質検査結果(年平均値)※ |         |
|-------------|---------------|-------------------------|---------|
|             |               | 西原系                     | 北谷系     |
| ①蒸発残留物      | 30〜200mg/L    | 81mg/L                  | 147mg/L |
| ②硬度(Ca、Mg等) | 10〜100mg/L    | 23mg/L                  | 57mg/L  |
| ③遊離炭酸       | 3〜30mg/L      | 1.3mg/L                 | 4.3mg/L |
| ④有機物等       | 3mg/L以下       | 0.9mg/L                 | 0.7mg/L |
| ⑤臭気強度       | 3以下           | 1                       | 1       |
| ⑥残留塩素       | 0.4mg/L以下     | 0.5mg/L                 | 0.6mg/L |
| ⑦水温         | 最高20℃以下       | 25.1℃                   | 25.3℃   |

※那覇市には、沖縄県企業局が運営・管理する西原浄水場及び北谷浄水場の2系統の水が供給されています。当該水質試験結果は、市内10か所の給水栓から採取した各浄水場系統の水道水の年平均値です。  
参考：厚生省(現厚生労働省)おいしい水研究会より「おいしい水の要件」



- 多いと苦味、渋味を感じますが、適度に含まれるとコクのあるまろやかな味になります。
- 硬度が低いとクセが無く、高いと人によって好き嫌いが出ます。
- 水に爽やかな味を与えますが、多いと刺激が強くなります。
- 水に含まれる有機物の含有量。多いと渋味を感じます。
- 水につく臭い。数字が大きくなるほど不快に感じます。
- 水道水中に残る消毒用の塩素は、水にカルキ臭を与えます。
- 冷やすことでおいしく感じます。

【お問い合わせ】 配水課 TEL：941-7806 FAX：941-7826

令和7年度予算のあらまし

【水道事業】

令和7年度の水道事業は、17万600戸へ年間3,800万 $\text{m}^3$ (1日平均10万4千 $\text{m}^3$ )の水の供給を予定しています。また、耐用年数を経過した管路の更新等を行い、災害に強い水道施設を整備する予算として11億2千万円を計上しています。

主な事業

豊見城配水池の建替えについて

豊見城配水池は昭和49年3月に竣工し、経年による老朽化が進んでいたため、配水池の耐震化を図る建替工事を進めています。

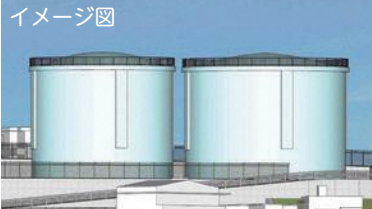
【構造形式】PC構造

(プレストレストコンクリート製 2池)

【容量】4,800 $\text{m}^3$ (1池目2,100 $\text{m}^3$ ：令和5年完成、2池目2,700 $\text{m}^3$ ：現在建替工事中)

【今年度工事概要】配水池下部工事及び擁壁工事

イメージ図

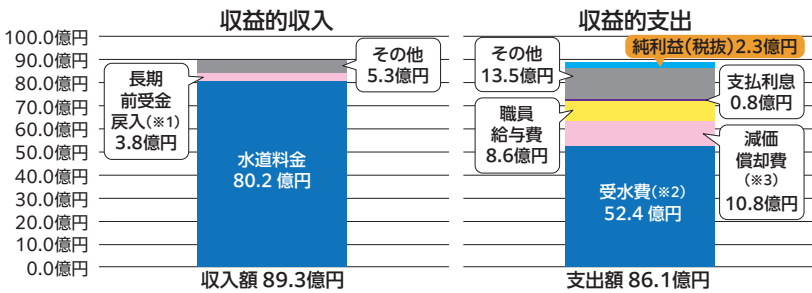


収益的収支(税込) ※事業を運営するための財源と経費

水道事業は、利用者のみなさまからお支払いいただいた水道料金で運営されています。

この水道料金は、浄水の購入費、水道施設の維持管理経費、職員給与費等の費用に使われています。また、減価償却費等の現金の支出を伴わない費用や純利益を施設整備費用の財源として留保しています。

| 主な収益        |        | 主な費用      |        |
|-------------|--------|-----------|--------|
| 水道料金        | 80.2億円 | 受水費(※2)   | 52.4億円 |
| 長期前受金戻入(※1) | 3.8億円  | 減価償却費(※3) | 10.8億円 |



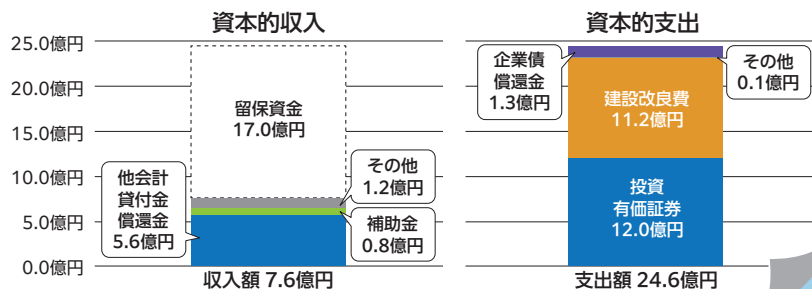
資本的収支(税込) ※施設を新設・更新するための財源と経費

水道施設を整備するために必要な経費及び企業債償還金と財源などを計上しています。

※17.0億円は、純利益や減価償却費等の非現金支出により積み立てられた内部留保資金で補てんされます。

主な建設改良工事

- ・豊見城配水池建設工事
- ・管路の耐震化工事



【下水道事業】

令和7年度の下水道事業は、16万2,800戸から排出される汚水3,479万 $\text{m}^3$ (1日平均9万5千 $\text{m}^3$ )の処理を予定しています。また、浸水対策等下水道施設を整備する予算として15億9千万円を計上しています。

主な事業

三原地内ギブンジャー川暗渠改築工事について

下水道施設の老朽化対策を目的として、三原3丁目地区において暗渠の改築工事を進めていきます。

【今年度工事概要】(雨水)三原地内ギブンジャー川暗渠改築工事

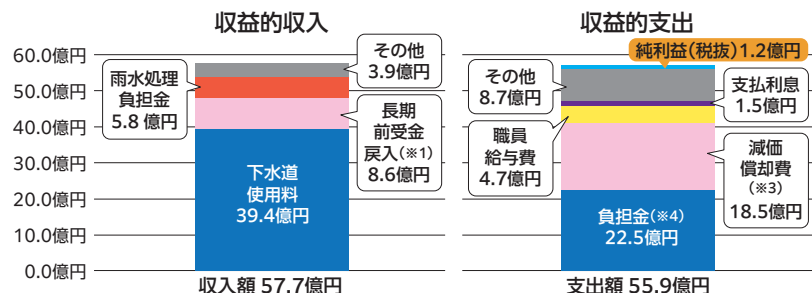


収益的収支(税込) ※事業を運営するための財源と経費

汚水処理事業及び再生水利用下水道事業は、基本的に利用者のみなさまからお支払いいただいた使用料等で運営されており、雨水処理事業は、一般会計からの負担金で運営されています。

これらの収入は、流域下水道維持管理負担金(※4)、下水道施設の維持管理経費、職員給与費等の費用に使われています。また、減価償却費等の現金の支出を伴わない費用や純利益を企業債償還金の財源として留保しています。

| 主な収益        |        | 主な費用      |        |
|-------------|--------|-----------|--------|
| 下水道使用料      | 39.4億円 | 負担金(※4)   | 22.5億円 |
| 長期前受金戻入(※1) | 8.6億円  | 減価償却費(※3) | 18.5億円 |



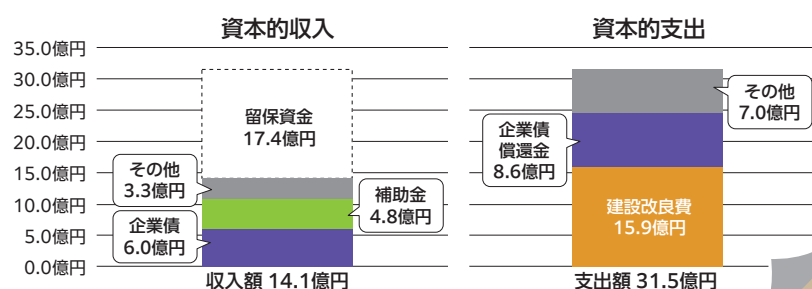
資本的収支(税込) ※施設を新設・更新するための財源と経費

下水道施設を整備するために必要な経費及び企業債償還金と財源を計上しています。

※17.4億円は、純利益や減価償却費等の非現金支出により積み立てられた内部留保資金で補てんされます。

主な建設改良工事

- (汚水)牧志地内地震対策工事
- (汚水)未整備地区解消事業(首里石嶺町3丁目外)



用語の説明

- ※1 長期前受金戻入 …… 償却資産の取得・改良のために受けた補助金等の収益化分(非現金収入)
- ※2 受水費 …… 沖縄県企業局へ支払う浄水の購入費
- ※3 減価償却費 …… 施設の価値減少分
- ※4 負担金 …… 沖縄県の下水道施設使用に伴う費用等(主に流域下水道維持管理負担金など)

【お問い合わせ】企画経営課 TEL：941-7803 FAX：941-7821



上下水道の 維持管理に ご協力を！



## 首里石嶺町雨水調整池の供用開始

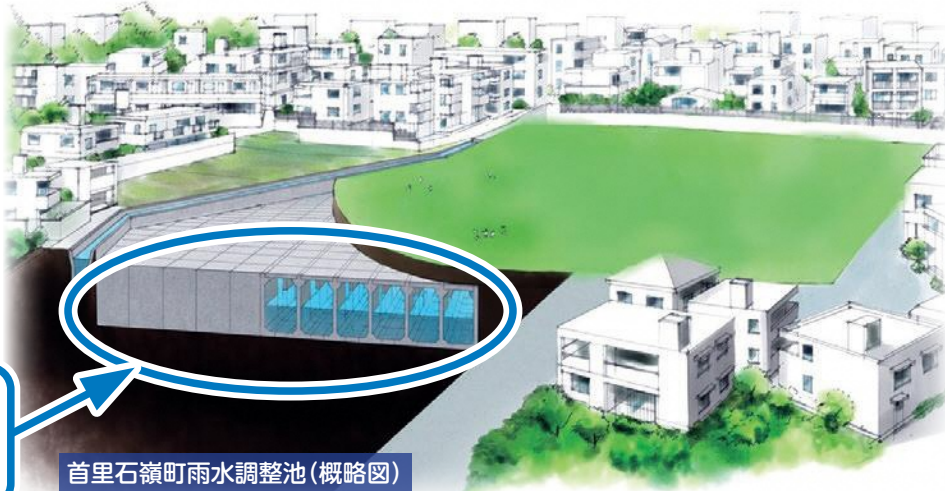
首里石嶺町4丁目地内においては、都市化の進展や豪雨の増加等に伴う、下水道の雨水排除能力を超える雨水流出により、度々浸水が発生しています。

そこで浸水被害軽減のハード対策として、大雨の際に雨水を一時的に貯留するための施設、首里石嶺町雨水調整池の工事をこれまで進めてまいりました。

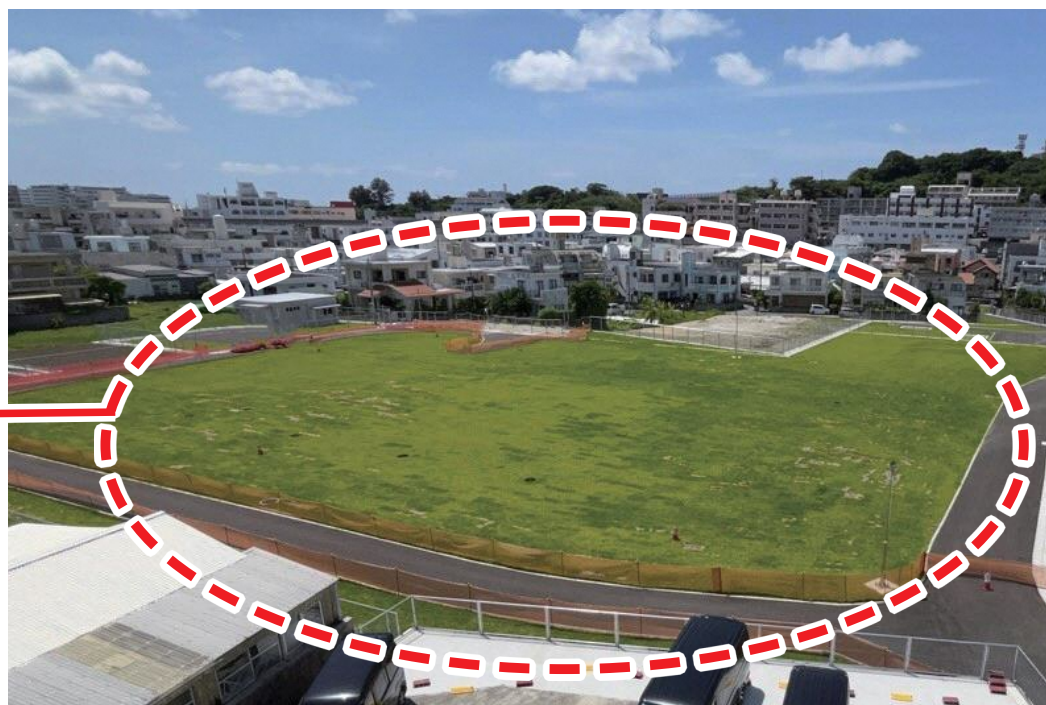
そして、令和7年3月末に工事が完成し、調整池の供用を開始しました。

- 敷地面積 約 8,100m<sup>2</sup>
- 貯留量 約 6,000m<sup>3</sup>  
(25mプール約16杯分)

地下に雨水を一時的に貯留する空間があり、大雨の際にはその空間に雨水が流れ込むようになっています。



首里石嶺町雨水調整池(概略図)



【お問い合わせ】下水道課 TEL：941-7808 FAX：941-7828

## 危険!排水路への侵入!

大部分がコンクリートやアスファルトで覆われた都市部では、雨水は地中へ浸透しにくく、その多くが道路にある側溝を通して雨水排水路へ流れこんでいきます。そのため、雨水排水路は、にわか雨程度でもあっという間に増水し、大人でも簡単に流されてしまうほどの流れとなることもあります。とても危険ですので雨水排水路の中には絶対に入らないでください。



晴れの時

▲水位は低く、流れは穏やかです。



雨の時

▲水位は急激に高くなり、流れは荒々しくなります。

## 雨水排水路の増水に注意!

排水路の中に入ってはいけません!



急な雨による増水の恐れがあります。

排水路とは、雨水を集め川や海に放流している水路です。

【お問い合わせ】下水道課 TEL：941-7808 FAX：941-7828



## クイズにチャレンジ!



Q 台風時などの災害時における飲み水の備蓄目安として、何日分の飲み水備蓄を推奨しているのでしょうか?(ヒントは記事の中にあります。)

A A. 1日分 B. 2日分 C. 3日分

答えがわかった方は、ハガキかFAX、Eメール、那覇市オンライン申請システムのいずれかで①答え、②住所、③氏名、④電話番号、⑤本誌の感想(一番興味深かった記事や今後取り上げてほしいテーマ等)をご記入のうえ、以下のあて先までお送りください。正解者の中から抽選で10名様に図書カード(1,000円分)を贈呈します(当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます)



←こちらからも応募できます。

※ご利用にあたっては、那覇市オンライン申請システムの利用登録が必要です。

あて先 〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1那覇市上下水道局 総務課

FAX：098-941-7821 Eメール：w-sou001@city.naha.lg.jp

しめ切り 令和7年7月31日(木) ※当日消印有効



広報誌「なはの水」バックナンバーはこちら➡



環境にやさしい植物油インキを使用しています



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。